

生駒市規則第31号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「5の項から7の項まで及び14の項」を「5の項、7の項、8の項及び15の項」に改め、同条第3項中「5の項から9の項まで、14の項、17の項、22の項及び23の項」を「5の項、7の項から10の項まで、15の項、18の項、23の項及び24の項」に、「16の項」を「17の項」に改め、同条第4項中「5の項から8の項まで、14の項及び17の項」を「5の項、7の項から9の項まで、15の項及び18の項」に改め、同条第5項中「9の項、22の項及び23の項」を「10の項、23の項及び24の項」に、「（22の項）」を「（23の項）」に改める。

第20条中「6の項及び7の項」を「7の項及び8の項」に改める。

第24条第3項中「6の項」を「7の項」に改め、同条第4項中「7の項」を「8の項」に改める。

別表第2中26の項を27の項とし、15の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の14の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の13の項中「場合にあつては」を「場合には」

に改め、同項を同表の 14 の項とし、同表の 12 の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の 13 の項とし、同表の 11 の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の 12 の項とし、同表中 10 の項を 11 の項とし、7 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の 6 の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の 7 の項とし、同表の 5 の項の次に次の 1 項を加える。

<p>6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1 の年度において 5 日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合には、10 日）の範囲内の期間</p>
--	--

別表第 2 備考中「17 の項」を「18 の項」に改める。

（生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 2 条 生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「6 月以上の」を「6 月を超える」に、「又は 6 月以上」を「又は 6 月を超える」に改める。

第 13 条第 3 項中「及び 4 の項並びに別表第 2 の 2 の項及び 3 の項」を「、5 の項、6 の項及び 9 の項」に改め、同条第 4 項中「4 の項及び 5 の項並びに別表第 2 の 2 の項及び 3 の項」を「5 の項、6 の項、9 の項及び 10 の項」に改め、同条第 5 項中「及び 6 の項から 8 の項まで並びに別表第 2 の 1 の項、4 の項、6 の項から 9 の項まで、11 の項及び 12 の項」を「、4 の項、7 の項、8 の項、11 の項から 13 の項まで及び 16 の項並びに別表第 2 の 1 の項、2 の項及び 4 の項から 8 の項まで」に改め、同条第 6 項中「9 の項並びに別表第 2 の 5 の項及び 10 の項」を「14 の項及び 15 の項並びに別表第 2 の 3 の項」に、「（10 の項）」を「（別表第 1 の 14 の項）」に改める。

別表第1中9の項を15の項とし、同項の前に次の1項を加える。

<p>14 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間</p>
---	---

別表第1中8の項を13の項とし、5の項から7の項までを5項ずつ繰り下げ、同表の4の項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の3の項の次に次の5項を加える。

<p>4 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>5 6週間（多胎妊娠の場合には、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>6 女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>7 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務</p>	<p>市長が定める期間内における3日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の</p>

しないことが相当であると認められる場合	勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間
8 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間

別表第1に次のように加える。

16 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月(1月は28日として計算する。以下この項において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、当該1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
---	---

別表第2中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項を3の項とし、同表の6の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の7の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の8の項を同表の6の項とし、同表の9の項中「第4項、第8項及び第12項」を「2の項、6の項及び8の項」に改め、同項

を同表の 7 の項とし、同表中 1 0 の項及び 1 1 の項を削り、1 2 の項を 8 の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前に行われた第 1 条の規定による改正前の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第 2 の 6 の項の規定及び第 2 条の規定による改正前の生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第 2 の 2 の項の規定による申出は、それぞれ改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第 2 の 7 の項の規定及び改正後の生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第 1 の 5 の項の規定による申出とみなす。

(生駒市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

- 3 生駒市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成 2 6 年 6 月生駒市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「6 の項及び 7 の項」を「7 の項及び 8 の項」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

- 4 生駒市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「7 の項」を「8 の項」に改める。